

3. 奄美大島海区

(1) 共同漁業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区															
大共第1号	第1種共同漁業	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">奄美漁協</div> もずく漁業 おごのり漁業 さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 しゃこがい漁業 たからがい漁業 たかせがい漁業 ひらせがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日	奄美市(旧笠利町)・大島郡龍郷町地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 28° 27' 34" E 129° 32' 29" (大島郡龍郷町と旧名瀬市との境界点) 基点2 N 28° 20' 44" E 129° 34' 13" (大島郡龍郷町と旧名瀬市との境界点) 点ア N 28° 27' 48" E 129° 32' 18" 点イ N 28° 32' 32" E 129° 41' 45" 点ウ N 28° 27' 22" E 129° 44' 28" 点エ N 28° 24' 34" E 129° 43' 04" 点オ N 28° 20' 27" E 129° 34' 44"	なし	奄美市の旧笠利町の区域・大島郡龍郷町															
			1月1日～12月31日					雑魚建網漁業														
			1月1日～12月31日					雑魚狩刺網漁業														
			1月1日～12月31日					あさひがにかり網漁業														
			1月1日～12月31日					小型定置網漁業														
			大共第2号					第1種共同漁業	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">奄美漁協 名瀬漁協</div> さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 たからがい漁業 たかせがい漁業 ひらせがい漁業 あさり漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日	奄美市(旧住用村及び旧名瀬市東方)地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 28° 20' 44" E 129° 34' 13" (旧名瀬市と大島郡龍郷町との境界点) 基点2 N 28° 11' 36" E 129° 25' 48" (奄美市と瀬戸内町との境界点) 点ア N 28° 20' 27" E 129° 34' 44" 点イ N 28° 12' 40" E 129° 28' 55" 点ウ N 28° 10' 34" E 129° 27' 12"	なし	奄美市の旧住用村・旧名瀬市の区域								
										1月1日～12月31日					雑魚建網漁業							
										1月1日～12月31日					あさひがにかり網漁業							
										大共第3号					第1種共同漁業	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">名瀬漁協</div> さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日	奄美市(旧名瀬市)西方地先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし, 次の区域を除く。 1 名瀬港 (1) 長浜地区 ① 漁船だまり 防波堤(北)と防波堤(南)の先端を結ぶ線以内の港内 ② 点A, 点B, 点C, 点D, 点E, 点F, 点G, 点H及び点Iを順次に結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域	なし	奄美市の旧名瀬市の区域	
																	1月1日～12月31日					1 名瀬港
																	1月1日～12月31日					(1) 長浜地区
																	1月1日～12月31日					① 漁船だまり
																	1月1日～12月31日					防波堤(北)と防波堤(南)の先端を結ぶ線以内の港内
																	1月1日～12月31日					② 点A, 点B, 点C, 点D, 点E, 点F, 点G, 点H及び点Iを順次に結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域
1月1日～12月31日																						

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は又条件	関係地区
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 あさひがにかかり網漁業	1月1日～12月31日 "		<p>点A N 28° 23' 47" E 129° 29' 44" 点B N 28° 23' 47" E 129° 29' 48" 点C N 28° 23' 43" E 129° 29' 48" 点D N 28° 23' 43" E 129° 29' 51" 点E N 28° 23' 43" E 129° 29' 52" 点F N 28° 23' 37" E 129° 29' 52" 点G N 28° 23' 26" E 129° 29' 46" 点H N 28° 23' 23" E 129° 29' 46" 点I N 28° 23' 22" E 129° 29' 45"</p> <p>(2) 本港地区 点J, 点K, 点L, 点M及び点Nを順次に結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域 点J N 28° 23' 07" E 129° 29' 48" 点K N 28° 23' 05" E 129° 29' 50" 点L N 28° 23' 04" E 129° 29' 50" 点M N 28° 23' 04" E 129° 29' 50" 点N N 28° 22' 55" E 129° 29' 54"</p> <p>(3) 佐大熊地区 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点クを結んだ直線, 点ク, 点ケを結んだ半径213.92メートル, 内角47度47分の西側の円弧, 点ケ, 点コを結んだ半径896.5メートル, 内角5度30分の南側の円弧, 点コ, 点サを結んだ半径226.3メートル, 内角38度52分の北西側の円弧, 点サから点ツまでを順次に直線で結んだ線, 点ツ, 点テを結んだ半径206.3メートル, 内角37度30分の北西側の円弧, 点テ, 点トを結んだ半径916.5メートル, 内角5度47分の南側の円弧, 点ト, 点ナを結んだ半径43.1メートル, 内角91度の東側の円弧及び点ナから点ノまでを順次に直線で結んだ線と陸岸で囲まれた区域。 点ウ N 28° 23' 45" E 129° 30' 28" 点エ N 28° 23' 48" E 129° 30' 20" 点オ N 28° 23' 42" E 129° 30' 17" 点カ N 28° 23' 43" E 129° 30' 17" 点キ N 28° 23' 28" E 129° 30' 09" 点ク N 28° 23' 28" E 129° 30' 10" 点ケ N 28° 23' 23" E 129° 30' 13" 点コ N 28° 23' 21" E 129° 30' 10" 点サ N 28° 23' 17" E 129° 30' 06" 点シ N 28° 23' 17" E 129° 30' 06" 点ス N 28° 23' 11" E 129° 30' 04" 点セ N 28° 23' 11" E 129° 30' 05" 点ソ N 28° 23' 17" E 129° 30' 07" 点タ N 28° 23' 17" E 129° 30' 10" 点チ N 28° 23' 17" E 129° 30' 11" 点ツ N 28° 23' 17" E 129° 30' 07" 点テ N 28° 23' 20" E 129° 30' 10" 点ト N 28° 23' 22" E 129° 30' 13" 点ナ N 28° 23' 20" E 129° 30' 14" 点ニ N 28° 23' 18" E 129° 30' 12" 点ヌ N 28° 23' 19" E 129° 30' 13" 点ネ N 28° 23' 19" E 129° 30' 14" 点ノ N 28° 23' 20" E 129° 30' 15"</p> <p>2 知名瀬港 防波堤(西)(B)北端と防波堤南端を結ぶ線以内の港内</p> <p>基点及び基点の位置 基点1 N 28° 23' 06" E 129° 23' 42" (奄美市と大島郡大和村との境界点) 基点2 N 28° 27' 34" E 129° 32' 29" (旧名瀬市と大島郡竜郷町との境界点)</p>		

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
					点ア N 28° 23' 19" E 129° 23' 30" 点イ N 28° 27' 48" E 129° 32' 18"		
大共第4号	第1種共同漁業	さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 しゃこがい漁業 たからがい漁業 たかせがい漁業 ひらせがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " " " " "	大島郡大和村地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及びび点の位置 基点1 N 28° 19' 27" E 129° 15' 33" (大島郡宇検村と大和村との境界点) 基点2 N 28° 23' 06" E 129° 23' 42" (大島郡大和村と奄美市との境界点) 点ア N 28° 19' 38" E 129° 15' 20" 点イ N 28° 22' 27" E 129° 20' 41" 点ウ N 28° 23' 19" E 129° 23' 30"	なし	大島郡大和村
	奄美漁協	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 あさひがにかり網漁業				
大共第5号	第1種共同漁業	さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 しゃこがい漁業 とこぶし漁業 たかせがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " " " "	大島郡宇検村地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及びび点の位置 基点1 N 28° 15' 19" E 129° 08' 07" (大島郡宇検村と瀬戸内町との境界点) 基点2 N 28° 19' 27" E 129° 15' 33" (大島郡宇検村と大和村との境界点) 点ア N 28° 15' 17" E 129° 07' 48" 点イ N 28° 18' 56" E 129° 11' 10" 点ウ N 28° 19' 38" E 129° 15' 20"	なし	大島郡宇検村
	宇検村漁協	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 あさひがにかり網漁業 雑魚待網漁業 小型定置網漁業				
大共第6号	第1種共同漁業	さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 しゃこがい漁業 たかせがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " "	大島郡瀬戸内町地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び基点1を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及びび点の位置 基点1 N 28° 15' 19" E 129° 08' 07" (大島郡瀬戸内町と宇検村との境界点) 基点2 N 28° 11' 36" E 129° 25' 48" (大島郡瀬戸内町と奄美市との境界点) 点ア N 28° 15' 17" E 129° 07' 48" 点イ N 27° 59' 43" E 129° 08' 00" 点ウ N 27° 59' 20" E 129° 15' 34" 点エ N 28° 10' 34" E 129° 27' 12"	なし	大島郡瀬戸内町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は又条件	関係地区
		いせえび漁業	1月1日～ 12月31日				
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 きびなご敷網漁業 あさひがにかかり網漁業 小型定置網漁業	1月1日～ 12月31日 " " "				
大共第7号	第1種共同漁業 名瀬漁協	さざえ漁業 やこうがい漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " "	奄美市田雲崎沖三ツ瀬地先	奄美市田雲崎沖の三ツ瀬南西側岩礁を中心に半径500メートルの線によって囲まれた区域。	なし	奄美市の旧名瀬市の区域
大共第8号	第2種共同漁業 奄美漁協	雑魚建網漁業 あさひがにかかり網漁業	1月1日～ 12月31日 "	奄美市市崎沖御瀬地先	奄美市市崎沖の御瀬を中心に半径500メートルの線によって囲まれた区域。	なし	奄美市の旧住用村の区域
大共第9号	第1種共同漁業 喜界島漁協	さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 しゃこがい漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " "	大島郡喜界町地先	喜界島の最大高潮時海岸線から沖合1,500メートルの線によって囲まれた区域。 ただし、次の区域を除く。 湾港 岸壁(-5.5M)北端から真方位258度30分の線と陸岸によって囲まれた区域	なし	大島郡喜界町
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚狩刺網漁業 あさひがにかかり網漁業 雑魚待網漁業 小型定置網漁業	1月1日～ 12月31日 " " " "				
大共第10号	第1種共同漁業 とくのしま漁協	いわのり漁業 すじあおのり漁業 さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 とこぶし漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " " " "	大島郡徳之島町・同郡天城町・同郡伊仙町地先	徳之島の最大高潮時海岸線から沖合1,500メートルの線によって囲まれた区域。 ただし、次の区域を除く。 1 亀徳港 (1) 岸壁(-7.5M)東端と岸壁(-9.0M)北端を結ぶ線以内の区域 (2) 次の点ア、点イ及び点ウ、点エと陸岸によって囲まれた区域 点ア 岸壁(-9.0M)北端 点イ 防波堤(南)の北端から南西へ150メートルの点 点ウ 防波堤(南)南端 点エ 岸壁(-9.0M)南端 2 平土野港 岸壁(-5.5M)の西端から167度30分の線と陸岸によって囲まれた区域	なし	大島郡徳之島町・同郡天城町・同郡伊仙町
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚建干網漁業 あさひがにかかり網漁業	1月1日～ 12月31日 " "				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は又条件	関係地区
大共第11号	第1種共同漁業	さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 しゃこがい漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " "	大島郡和泊町・同郡知名町地先	沖永良部島の最大高潮時海岸線から沖合2,000メートルの線によって囲まれた区域。 ただし、次の区域を除く。 和泊港 岸壁(-7.5M)南端(A)と防潮堤東端(B)を結ぶ線以内の港内	なし	大島郡和泊町・同郡知名町
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 あさひがにかかり網漁業 雑魚建干網漁業 敷網(追込網)漁業	1月1日～12月31日 " " "				
大共第12号	第1種共同漁業	もずく漁業 おごのり漁業 あおさ(ひとえぐさ)漁業 さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 しゃこがい漁業 たかせがい漁業 くもがい(すいじがい)漁業 ほらがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " " " " " " " "	大島郡与論町地先	与論島の最大高潮時海岸線から沖合3,000メートルの線によって囲まれた区域。 ただし、次の区域を除く。 1 与論港 次の点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点カを順次に直線で結んだ線と陸岸によって囲まれた区域 基点 岸壁(-5.5M)北端 点ア 点イから真方位156度の線と対岸との交点 点イ 基点から真方位310度30分、627メートルの点 点ウ 点イから真方位50度、300メートルの点 点エ 点ウから真方位136度30分、595メートルの点 点オ 点エから真方位110度、280メートルの点 点カ 点オから真方位145度の線と対岸との交点 2 供利地区 次の点A、点Bを順次に結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域 点A 供利地区岸壁(-9.0M)南端 点B 供利漁港地区防波堤(90M)基部	なし	大島郡与論町
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚追い込み網漁業 あさひがにかかり網漁業	1月1日～12月31日 " "				

(2) 区画漁業
ア 魚類養殖業

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル) の 数の最 高限度	
大特区 魚第1号 宇検村漁協	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村枝手 久島生間 長浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 05" E 129° 12' 49" 点イ N 28° 16' 53" E 129° 12' 48" 点ウ N 28° 16' 54" E 129° 12' 41" 点エ N 28° 17' 06" E 129° 12' 42"	別紙-1	63台	大島 郡宇 検村
大特区 魚第2号 宇検村漁協	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村枝手 久島生間 長浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 05" E 129° 12' 49" 点イ N 28° 16' 53" E 129° 12' 48" 点ウ N 28° 16' 54" E 129° 12' 41" 点エ N 28° 17' 06" E 129° 12' 42"	別紙-3	98台	大島 郡宇 検村
大特区 魚第3号 宇検村漁協	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村枝手 久島生間 赤崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16' 59" E 129° 13' 16" 点イ N 28° 16' 52" E 129° 13' 15" 点ウ N 28° 16' 55" E 129° 13' 50" 点エ N 28° 17' 02" E 129° 13' 51"	別紙-1	287台	大島 郡宇 検村
大特区 魚第4号 宇検村漁協	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村生勝 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 00" E 129° 13' 42" 点イ N 28° 16' 54" E 129° 13' 39" 点ウ N 28° 16' 36" E 129° 14' 25" 点エ N 28° 16' 42" E 129° 14' 28"	別紙-1	478台	大島 郡宇 検村
大特区 魚第5号 宇検村漁協	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村金崎 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16' 40" E 129° 14' 32" 点イ N 28° 16' 35" E 129° 14' 29" 点ウ N 28° 16' 24.5" E 129° 14' 48" 点エ N 28° 16' 29.5" E 129° 14' 51"	別紙-2	221台	大島 郡宇 検村

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
大特区 魚第6号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村イジ ン崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、及び 点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれ た区域 点の位置 点ア N 28° 16′ 25″ E 129° 15′ 06″ 点イ N 28° 16′ 18″ E 129° 15′ 05″ 点ウ N 28° 16′ 12″ E 129° 15′ 35″ 点エ N 28° 16′ 16″ E 129° 15′ 44″ 点オ N 28° 16′ 21″ E 129° 15′ 41″ 点カ N 28° 16′ 18″ E 129° 15′ 35″	別紙-1	261台	大島 郡宇 検村
大特区 魚第7号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村イジ ン崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び 点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれ た区域 点の位置 点ア N 28° 16′ 25″ E 129° 15′ 06″ 点イ N 28° 16′ 18″ E 129° 15′ 05″ 点ウ N 28° 16′ 12″ E 129° 15′ 35″ 点エ N 28° 16′ 16″ E 129° 15′ 44″ 点オ N 28° 16′ 21″ E 129° 15′ 41″ 点カ N 28° 16′ 18″ E 129° 15′ 35″	別紙-2	84台	大島 郡宇 検村
大特区 魚第8号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村名柄 長崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15′ 58″ E 129° 15′ 13″ 点イ N 28° 15′ 37″ E 129° 15′ 02″ 点ウ N 28° 15′ 40″ E 129° 14′ 56″ 点エ N 28° 16′ 01″ E 129° 15′ 08″	別紙-1	221台	大島 郡宇 検村
大特区 魚第9号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村名柄 長崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15′ 58″ E 129° 15′ 13″ 点イ N 28° 15′ 37″ E 129° 15′ 02″ 点ウ N 28° 15′ 40″ E 129° 14′ 56″ 点エ N 28° 16′ 01″ E 129° 15′ 08″	別紙-2	67台	大島 郡宇 検村
大特区 魚第10号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び 点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれ た区域 点の位置 点ア N 28° 13′ 38″ E 129° 12′ 52″ 点イ N 28° 13′ 37″ E 129° 13′ 03″ 点ウ N 28° 13′ 27″ E 129° 13′ 02″ 点エ N 28° 13′ 27″ E 129° 12′ 56″ 点オ N 28° 13′ 26″ E 129° 12′ 56″ 点カ N 28° 13′ 26″ E 129° 12′ 52″	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	144台	大島 郡瀬 戸内 町

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
大特区 魚 第11号 瀬戸内漁協	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 27" E 129° 12' 56" 点イ N 28° 13' 27" E 129° 13' 02" 点ウ N 28° 13' 26" E 129° 13' 02" 点エ N 28° 13' 26" E 129° 12' 56"	別紙-2	大特区 魚第12 号と合 わせて 14台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚 第12号 瀬戸内漁協	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 27" E 129° 12' 56" 点イ N 28° 13' 27" E 129° 13' 02" 点ウ N 28° 13' 26" E 129° 13' 02" 点エ N 28° 13' 26" E 129° 12' 56"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない。	大特区 魚第11 号と合 わせて 14台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚 第13号 瀬戸内漁協	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 26" E 129° 12' 52" 点イ N 28° 13' 26" E 129° 12' 59" 点ウ N 28° 13' 24" E 129° 12' 59" 点エ N 28° 13' 24" E 129° 12' 52"	別紙-2	68台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚 第14号 瀬戸内漁協	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ及び点アを順次に直線で結んだ線によって 囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 24" E 129° 12' 52" 点イ N 28° 13' 24" E 129° 12' 59" 点ウ N 28° 13' 26" E 129° 12' 59" 点エ N 28° 13' 26" E 129° 13' 02" 点オ N 28° 13' 24" E 129° 13' 02" 点カ N 28° 13' 18" E 129° 12' 58" 点キ N 28° 13' 20" E 129° 12' 51"	別紙-1	83台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚 第15号 瀬戸内漁協	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	11月1日 から翌年 6月30日	大島郡瀬 戸内町浜 グリ崎地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 32" E 129° 15' 30" 点イ N 28° 12' 27" E 129° 15' 30" 点ウ N 28° 12' 27" E 129° 15' 26" 点エ N 28° 12' 32" E 129° 15' 26"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない。	19台	大島 郡瀬 戸内 町

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
大特区 魚第16号 瀬戸内漁協	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町久 慈湾クビ リ地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 07" E 129° 15' 16" 点イ N 28° 13' 02" E 129° 15' 25" 点ウ N 28° 12' 39" E 129° 15' 26" 点エ N 28° 12' 51" E 129° 15' 04"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	279台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚第17号 瀬戸内漁協	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町久 慈オフケ ナガサ キ地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 28" E 129° 15' 27" 点イ N 28° 13' 28" E 129° 15' 39" 点ウ N 28° 13' 13" E 129° 15' 39" 点エ N 28° 13' 13" E 129° 15' 27"	別紙-1	135台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚第18号 瀬戸内漁協	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町久 慈オフケ ナガサ キ地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 28" E 129° 15' 39" 点イ N 28° 13' 28" E 129° 15' 44" 点ウ N 28° 13' 13" E 129° 15' 44" 点エ N 28° 13' 13" E 129° 15' 39"	別紙-2	52台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚第19号 瀬戸内漁協	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町佐 栄崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 08" E 129° 15' 49" 点イ N 28° 13' 12" E 129° 15' 46" 点ウ N 28° 13' 21" E 129° 15' 58" 点エ N 28° 13' 17" E 129° 16' 02"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	63台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚第20号 瀬戸内漁協	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川コバキ ン地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 43" E 129° 15' 42" 点イ N 28° 12' 39" E 129° 15' 42" 点ウ N 28° 12' 44" E 129° 16' 10" 点エ N 28° 12' 49" E 129° 16' 09"	別紙-1	243台	大島 郡瀬 戸内 町

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
大特区 魚 第21号 瀬戸内漁協	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川コバキ ン地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 43" E 129° 15' 42" 点イ N 28° 12' 39" E 129° 15' 42" 点ウ N 28° 12' 44" E 129° 16' 10" 点エ N 28° 12' 49" E 129° 16' 09"	別紙-2	79台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚 第22号 瀬戸内漁協	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川湾池ン 間地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 03" E 129° 16' 43" 点イ N 28° 12' 59" E 129° 16' 45" 点ウ N 28° 12' 50" E 129° 16' 27" 点エ N 28° 12' 54" E 129° 16' 24"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	63台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚 第23号 瀬戸内漁協	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町阿 室釜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 04" E 129° 17' 13" 点イ N 28° 13' 07" E 129° 17' 17" 点ウ N 28° 13' 03" E 129° 17' 21" 点エ N 28° 13' 00" E 129° 17' 16"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	32台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚 第24号 瀬戸内漁協	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川湾深浦 マチャン 鼻地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 45" E 129° 16' 54" 点イ N 28° 12' 54" E 129° 16' 49" 点ウ N 28° 13' 02" E 129° 17' 06" 点エ N 28° 12' 54" E 129° 17' 11"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	129台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚 第25号 瀬戸内漁協	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川湾深浦 大浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 46" E 129° 16' 47" 点イ N 28° 12' 51" E 129° 16' 44" 点ウ N 28° 12' 40" E 129° 16' 21" 点エ N 28° 12' 35" E 129° 16' 24"	別紙-1	399台	大島 郡瀬 戸内 町

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
大特区 魚 第26号 瀬戸内漁協	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川湾深浦 大浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 46" E 129° 16' 47" 点イ N 28° 12' 51" E 129° 16' 44" 点ウ N 28° 12' 40" E 129° 16' 21" 点エ N 28° 12' 35" E 129° 16' 24"	別紙-2	大特区 魚第27 号と合 わせて 68台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚 第27号 瀬戸内漁協	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川湾深浦 大浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 43" E 129° 16' 49" 点イ N 28° 12' 46" E 129° 16' 47" 点ウ N 28° 12' 41" E 129° 16' 35" 点エ N 28° 12' 37" E 129° 16' 37"	別紙-2	大特区 魚第26 号と合 わせて 68台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚 第28号 瀬戸内漁協	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川湾深浦 大浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 37" E 129° 16' 37" 点イ N 28° 12' 41" E 129° 16' 35" 点ウ N 28° 12' 35" E 129° 16' 24" 点エ N 28° 12' 32" E 129° 16' 26"	別紙-3	54台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚 第29号 瀬戸内漁協	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町白 浜小宮地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 30" E 129° 16' 18" 点イ N 28° 12' 36" E 129° 16' 12" 点ウ N 28° 12' 27" E 129° 16' 03" 点エ N 28° 12' 22" E 129° 16' 11"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	75台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚 第30号 瀬戸内漁協	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町久 根津崎地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 29" E 129° 17' 18" 点イ N 28° 10' 21" E 129° 17' 11" 点ウ N 28° 10' 09" E 129° 17' 27" 点エ N 28° 10' 17" E 129° 17' 34"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	225台	大島 郡瀬 戸内 町

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
大特区 区魚 第31号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町久 根津崎地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 34" E 129° 17' 11" 点イ N 28° 10' 25" E 129° 17' 04" 点ウ N 28° 10' 21" E 129° 17' 11" 点エ N 28° 10' 29" E 129° 17' 18"	別紙-3	147台	大島 郡瀬 戸内 町
瀬戸内漁協								
大特区 区魚 第32号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町ク マチキヨ 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 17" E 129° 17' 11" 点イ N 28° 10' 27" E 129° 17' 02" 点ウ N 28° 10' 18" E 129° 16' 52" 点エ N 28° 10' 08" E 129° 17' 01"	別紙-1	396台	大島 郡瀬 戸内 町
瀬戸内漁協								
大特区 区魚 第33号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町ク マチキヨ 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 08" E 129° 17' 01" 点イ N 28° 10' 18" E 129° 16' 52" 点ウ N 28° 10' 15" E 129° 16' 46" 点エ N 28° 10' 04" E 129° 16' 56"	別紙-2	180台	大島 郡瀬 戸内 町
瀬戸内漁協								
大特区 区魚 第34号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町久 根津基地 前地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 18" E 129° 17' 41" 点イ N 28° 10' 15" E 129° 17' 41" 点ウ N 28° 10' 16" E 129° 17' 35" 点エ N 28° 10' 19" E 129° 17' 36"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	12台	大島 郡瀬 戸内 町
瀬戸内漁協								
大特区 区魚 第35号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 26" E 129° 12' 52" 点イ N 28° 13' 26" E 129° 13' 02" 点ウ N 28° 13' 24" E 129° 13' 02" 点エ N 28° 13' 24" E 129° 12' 52"	別紙-1	68台	大島 郡瀬 戸内 町
瀬戸内漁協								
大特区 区魚 第36号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び 点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれ た区域 点の位置 点ア N 28° 13' 24" E 129° 12' 52" 点イ N 28° 13' 24" E 129° 13' 02" 点ウ N 28° 13' 18" E 129° 12' 58" 点エ N 28° 13' 20" E 129° 12' 51"	別紙-2	83台	大島 郡瀬 戸内 町
瀬戸内漁協								

別紙－１ （天然種苗 大特区魚第１号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）63台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（4,019㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１ （天然種苗 大特区魚第３号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）287台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（18,312㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１ （天然種苗 大特区魚第４号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）478台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（30,562㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１ （天然種苗 大特区魚第６号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）261台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（16,693㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１ （天然種苗 大特区魚第８号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）221台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（14,130㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－ 1 （天然種苗 大特区魚第14号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）83台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（5,298㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－ 1 （天然種苗 大特区魚第17号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）135台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（8,640㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－ 1 （天然種苗 大特区魚第20号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）243台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（15,552㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－ 1 （天然種苗 大特区魚第25号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）399台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（25,536㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－ 1 （天然種苗 大特区魚第32号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）396台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（25,344㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１ （人工種苗 大特区魚第35号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）68台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第5号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）221台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第7号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）84台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第9号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）67台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第11号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）14台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第13号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）68台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第18号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）52台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第21号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）79台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第26号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）68台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第27号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）68台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第33号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）180台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （天然種苗 大特区魚第36号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）83台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（5,298㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－３ （人工種苗(親魚) 大特区魚第2号)

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）98台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗の生産に用いるくろまぐろ親魚でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－３ （人工種苗(親魚) 大特区魚第28号)

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）54台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗の生産に用いるくろまぐろ親魚でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－３ （人工種苗(親魚) 大特区魚第31号)

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）147台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗の生産に用いるくろまぐろ親魚でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

イ のり養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区第1号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	大島郡龍郷町屋入地先	基点1. 点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 24' 59" E 129° 36' 07" 基点2 N 28° 24' 54" E 129° 36' 02" 点ア N 28° 24' 59" E 129° 36' 02"	漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡龍郷町
大特区第2号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	大島郡天城町松原宝土地先	基点1. 点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 27° 51' 49" E 128° 53' 26" (大島郡天城町松原宝土地先基点標識) 基点2 N 27° 51' 32" E 128° 53' 36" 点ア N 27° 51' 38" E 128° 53' 15"	漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡天城町
大特区第3号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	大島郡天城町松原地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 27° 51' 23" E 128° 53' 28" 点イ N 27° 51' 31" E 128° 53' 02" 点ウ N 27° 50' 54" E 128° 53' 00" 点エ N 27° 50' 49" E 128° 53' 17"	漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡天城町
大特区第4号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	大島郡徳之島町手々地先	基点1. 点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 27° 53' 26" E 128° 55' 47" (大島郡徳之島町手々基点標識) 基点2 N 27° 53' 24" E 128° 56' 00" (大島郡徳之島町手々基点標識) 点ア N 27° 53' 28" E 128° 55' 58"	漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡徳之島町
大特区第5号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	大島郡和泊町手々知名地先	基点1. 点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 27° 23' 56" E 128° 39' 48" 基点2 N 27° 24' 05" E 128° 39' 48" 点ア N 27° 24' 03" E 128° 39' 52"	漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡和泊町

ウ もずく養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特 区も 第1号	第1種 区画漁業	もずく養殖業	10月1日 から翌年 6月30日	奄美市笠 利町外金 久地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点1を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 28° 27' 49" E 129° 40' 17" (奄美市笠利町外金久崎地先基点標識) 点ア N 28° 27' 46" E 129° 40' 08" 点イ N 28° 27' 59" E 129° 39' 56" 点ウ N 28° 28' 08" E 129° 40' 08"</p>	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さ に設置しなければなら ない 2 漁具は船 舶の航行を 妨げないよ うに敷設し なければなら ない	奄美 市の 旧笠 利町
大特 区も 第2号	第1種 区画漁業	もずく養殖業	10月1日 から翌年 6月30日	奄美市笠 利町前肥 田地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置 点ア N 28° 27' 53" E 129° 39' 20" 点イ N 28° 27' 55" E 129° 39' 26" 点ウ N 28° 27' 48" E 129° 39' 30" 点エ N 28° 27' 48" E 129° 39' 21"</p>	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さ に設置しなければなら ない 2 漁具は船 舶の航行を 妨げないよ うに敷設し なければなら ない	奄美 市の 旧笠 利町
大特 区も 第3号	第1種 区画漁業	もずく養殖業	10月1日 から翌年 6月30日	奄美市笠 利町喜瀬 崎原地先	<p>基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 28° 28' 01" E 129° 38' 57" (奄美市笠利町喜瀬崎西郷岩基点標識) 基点2 N 28° 27' 38" E 129° 39' 00" (奄美市笠利町喜瀬崎基点標識) 点ア N 28° 28' 01" E 129° 38' 52" 点イ N 28° 27' 39" E 129° 38' 52"</p>	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さ に設置しなければなら ない 2 漁具は船 舶の航行を 妨げないよ うに敷設し なければなら ない	奄美 市の 旧笠 利町
大特 区も 第4号	第1種 区画漁業	もずく養殖業	10月1日 から翌年 6月30日	奄美市笠 利町打田 原地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置 点ア N 28° 27' 35" E 129° 38' 55" 点イ N 28° 27' 37" E 129° 38' 49" 点ウ N 28° 27' 26" E 129° 38' 52" 点エ N 28° 27' 27" E 129° 39' 00"</p>	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さ に設置しなければなら ない 2 漁具は船 舶の航行を 妨げないよ うに敷設し なければなら ない	奄美 市の 旧笠 利町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区も第5号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市笠利町打田原地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 27' 21" E 129° 39' 01" 点イ N 28° 27' 24" E 129° 38' 54" 点ウ N 28° 27' 20" E 129° 38' 51" 点エ N 28° 27' 16" E 129° 38' 57"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	奄美市の旧笠利町
大特区も第6号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市笠利町喜瀬鯨浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順次に直線で結んだ線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 26' 47" E 129° 39' 00" 点イ N 28° 26' 45" E 129° 38' 51" 点ウ N 28° 26' 36" E 129° 38' 46" 点エ N 28° 26' 23" E 129° 38' 54" 点オ N 28° 26' 26" E 129° 39' 06"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	奄美市の旧笠利町
大特区も第7号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市笠利町喜瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 26' 18" E 129° 39' 15" 点イ N 28° 26' 16" E 129° 39' 12" 点ウ N 28° 26' 03" E 129° 39' 20" 点エ N 28° 26' 05" E 129° 39' 24"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	奄美市の旧笠利町
大特区も第8号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市笠利町一ト崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 26' 05" E 129° 38' 42" 点イ N 28° 26' 08" E 129° 38' 38" 点ウ N 28° 26' 06" E 129° 38' 34" 点エ N 28° 25' 59" E 129° 38' 34"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	奄美市の旧笠利町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区も第9号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡龍郷町白浦地先	基点1, 点ア, 点イ, 及び基点1を順次に直線で結んだ線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 25' 41" E 129° 38' 30" (大島郡龍郷町クサ瀬基点標識) 点ア N 28° 25' 59" E 129° 38' 34" 点イ N 28° 25' 57" E 129° 38' 25"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さには設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡龍郷町
大特区も第10号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡龍郷町白浦地先	基点1, 点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 25' 41" E 129° 38' 30" (大島郡龍郷町クサ瀬基点標識) 基点2 N 28° 25' 05" E 129° 38' 23" (大島郡龍郷町辛浜右岸基点標識) 点ア N 28° 25' 16" E 129° 38' 10"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さには設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡龍郷町
大特区も第11号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡龍郷町芦徳地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 26' 08" E 129° 37' 49" (大島郡龍郷町蔵崎基点標識) 基点2 N 28° 25' 57" E 129° 37' 32" (大島郡龍郷町長浜基点標識) 点ア N 28° 26' 07" E 129° 37' 49" 点イ N 28° 25' 53" E 129° 37' 32"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さには設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡龍郷町
大特区も第12号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡龍郷町芦徳倉崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 26' 12" E 129° 37' 46" 点イ N 28° 26' 14" E 129° 37' 48" 点ウ N 28° 26' 21" E 129° 37' 41" 点エ N 28° 26' 20" E 129° 37' 39"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さには設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡龍郷町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区も第13号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡龍郷町高岩崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 26' 29" E 129° 37' 41" 点イ N 28° 26' 29" E 129° 37' 45" 点ウ N 28° 26' 40" E 129° 37' 44" 点エ N 28° 26' 39" E 129° 37' 40"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡龍郷町
大特区も第14号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡龍郷町龍郷辺座埼地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2及び基点1を順次に直線で結んだ線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 27' 14" E 129° 36' 20" (大島郡龍郷町龍郷郵便局下基点標識) 基点2 N 28° 27' 22" E 129° 36' 34" (大島郡龍郷町龍郷辺座埼基点標識) 点ア N 28° 27' 06" E 129° 36' 24" 点イ N 28° 27' 13" E 129° 36' 39"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡龍郷町
大特区も第15号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市名瀬小宿地先南	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 24' 09" E 129° 28' 35" 点イ N 28° 24' 14" E 129° 28' 34" 点ウ N 28° 24' 14" E 129° 28' 28" 点エ N 28° 24' 09" E 129° 28' 28"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	奄美市の旧名瀬市の地区
大特区も第16号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市名瀬小宿地先北	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 24' 22" E 129° 28' 25" 点イ N 28° 24' 19" E 129° 28' 21" 点ウ N 28° 24' 15" E 129° 28' 26" 点エ N 28° 24' 18" E 129° 28' 29"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	奄美市の旧名瀬市の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区も第17号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市名瀬根瀬部有免地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 28° 22' 56" E 129° 26' 34"</p> <p>点イ N 28° 22' 58" E 129° 26' 33"</p> <p>点ウ N 28° 22' 58" E 129° 26' 26"</p> <p>点エ N 28° 22' 55" E 129° 26' 27"</p>	<p>1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない</p> <p>2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない</p>	奄美市の旧名瀬市の地区
大特区も第18号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市名瀬根瀬部地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 28° 22' 57" E 129° 26' 03"</p> <p>点イ N 28° 23' 01" E 129° 26' 05"</p> <p>点ウ N 28° 23' 04" E 129° 25' 58"</p> <p>点エ N 28° 22' 59" E 129° 25' 56"</p>	<p>1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない</p> <p>2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない</p>	奄美市の旧名瀬市の地区
大特区も第19号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡大和村国直地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 28° 22' 36" E 129° 24' 15"</p> <p>点イ N 28° 22' 36" E 129° 24' 12"</p> <p>点ウ N 28° 22' 25" E 129° 24' 14"</p> <p>点エ N 28° 22' 07" E 129° 24' 15"</p> <p>点オ N 28° 22' 08" E 129° 24' 19"</p> <p>点カ N 28° 22' 26" E 129° 24' 17"</p>	<p>1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない</p> <p>2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない</p>	大島郡大和村

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区も第20号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡大和村大和浜地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 21' 39" E 129° 23' 55" (大島郡大和村大和浜松崎基点標識) 基点2 N 28° 21' 53" E 129° 23' 49" (大島郡大和村大和浜親川基点標識) 点ア N 28° 21' 38" E 129° 24' 00" 点イ N 28° 21' 48" E 129° 23' 59" 点ウ N 28° 21' 55" E 129° 23' 53"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さには設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡大和村
大特区も第21号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡大和村志戸勘地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 19' 44" E 129° 17' 18" 点イ N 28° 19' 46" E 129° 17' 20" 点ウ N 28° 19' 43" E 129° 17' 28" 点エ N 28° 19' 41" E 129° 17' 27"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さには設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡大和村
大特区も第22号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡与論町百合浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 27° 01' 55" E 128° 27' 31" 点イ N 27° 02' 01" E 128° 27' 44" 点ウ N 27° 01' 52" E 128° 27' 47" 点エ N 27° 01' 48" E 128° 27' 40" 点オ N 27° 01' 45" E 128° 27' 34"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さには設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡与論町
大特区も第23号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡宇検村阿室小サイギヨ浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15' 33" E 129° 12' 08" 点イ N 28° 15' 35" E 129° 12' 10" 点ウ N 28° 15' 43" E 129° 12' 02" 点エ N 28° 15' 42" E 129° 12' 00"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さには設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡宇検村

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特 区も 第24号	第1種 区画漁業	もずく養殖業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡宇 検村阿室 サイギョ 浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15' 45" E 129° 11' 54" 点イ N 28° 15' 47" E 129° 11' 53.5" 点ウ N 28° 15' 46" E 129° 11' 43.5" 点エ N 28° 15' 43.5" E 129° 11' 44"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島 郡宇 検村
大特 区も 第25号	第1種 区画漁業	もずく養殖業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡宇 検村屋鈍 浜南地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15' 46" E 129° 11' 23" 点イ N 28° 15' 48" E 129° 11' 23" 点ウ N 28° 15' 48" E 129° 11' 16" 点エ N 28° 15' 46" E 129° 11' 16"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島 郡宇 検村
大特 区も 第26号	第1種 区画漁業	もずく養殖業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡宇 検村屋鈍 浜北地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15' 52" E 129° 11' 02" 点イ N 28° 15' 53" E 129° 11' 04.5" 点ウ N 28° 15' 57" E 129° 11' 02.5" 点エ N 28° 15' 56" E 129° 11' 00"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島 郡宇 検村
大特 区も 第27号	第1種 区画漁業	もずく養殖業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡宇 検村枝手 久島サキ ドン浜地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 02" E 129° 12' 08.5" 点イ N 28° 17' 04" E 129° 12' 09.5" 点ウ N 28° 17' 07" E 129° 12' 03" 点エ N 28° 17' 05.5" E 129° 12' 02"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島 郡宇 検村

エ 真珠母貝養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区母(垂)第1号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡宇検村当間崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16′ 43″ E 129° 16′ 01″ 点イ N 28° 16′ 43″ E 129° 16′ 07″ 点ウ N 28° 16′ 23″ E 129° 16′ 00″ 点エ N 28° 16′ 25″ E 129° 15′ 55″	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡宇検村
	宇検村漁協						
大特区母(垂)第2号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡宇検村部連地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16′ 21″ E 129° 16′ 28″ 点イ N 28° 16′ 22″ E 129° 16′ 23″ 点ウ N 28° 16′ 11″ E 129° 16′ 24″ 点エ N 28° 16′ 00″ E 129° 16′ 22″ 点オ N 28° 15′ 59″ E 129° 16′ 28″ 点カ N 28° 16′ 11″ E 129° 16′ 29″	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡宇検村
	宇検村漁協						
大特区母(垂)第3号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡宇検村名柄長崎鼻地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15′ 58″ E 129° 15′ 33″ 点イ N 28° 16′ 01″ E 129° 15′ 33″ 点ウ N 28° 16′ 03″ E 129° 15′ 22″ 点エ N 28° 15′ 59″ E 129° 15′ 22″	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡宇検村
	宇検村漁協						
大特区母(垂)第4号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡宇検村佐念カミジャラ崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16′ 06″ E 129° 14′ 31″ 点イ N 28° 16′ 13″ E 129° 14′ 35″ 点ウ N 28° 16′ 15″ E 129° 14′ 27″ 点エ N 28° 16′ 08″ E 129° 14′ 24″	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡宇検村
	宇検村漁協						
大特区母(垂)第5号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡宇検村佐念モカエダ鼻地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16′ 13″ E 129° 14′ 14″ 点イ N 28° 16′ 19″ E 129° 14′ 18″ 点ウ N 28° 16′ 25″ E 129° 14′ 07″ 点エ N 28° 16′ 19″ E 129° 14′ 02″	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡宇検村
	宇検村漁協						
大特区母(垂)第6号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町黒崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10′ 53″ E 129° 16′ 29″ 点イ N 28° 10′ 49″ E 129° 16′ 29″ 点ウ N 28° 10′ 49″ E 129° 16′ 11″ 点エ N 28° 10′ 52″ E 129° 16′ 11″	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
	瀬戸内漁協						

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区母(垂)第7号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町薩川湾芝待網崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 11' 13" E 129° 13' 54" 点イ N 28° 11' 09" E 129° 13' 49" 点ウ N 28° 10' 53" E 129° 14' 07" 点エ N 28° 10' 58" E 129° 14' 12"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第8号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町木慈地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 58" E 129° 13' 31" 点イ N 28° 09' 55" E 129° 13' 35" 点ウ N 28° 09' 45" E 129° 13' 27" 点エ N 28° 09' 47" E 129° 13' 24"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第9号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町武名地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 35" E 129° 13' 32" 点イ N 28° 09' 39" E 129° 13' 35" 点ウ N 28° 09' 29" E 129° 13' 47" 点エ N 28° 09' 26" E 129° 13' 44"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第10号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町武名赤崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 39" E 129° 14' 07" 点イ N 28° 09' 40" E 129° 14' 14" 点ウ N 28° 09' 21" E 129° 14' 23" 点エ N 28° 09' 18" E 129° 14' 16"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第11号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町武名高浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 26" E 129° 14' 54" 点イ N 28° 09' 29" E 129° 14' 51" 点ウ N 28° 09' 43" E 129° 15' 14" 点エ N 28° 09' 39" E 129° 15' 17"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第12号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町薩川湾長浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 59" E 129° 15' 13" 点イ N 28° 09' 58" E 129° 15' 08" 点ウ N 28° 10' 03" E 129° 15' 08" 点エ N 28° 10' 03" E 129° 15' 13"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区母(垂)第13号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町知之浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 22" E 129° 15' 30" 点イ N 28° 10' 22" E 129° 15' 35" 点ウ N 28° 09' 55" E 129° 15' 30" 点エ N 28° 09' 55" E 129° 15' 26"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第14号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町知之浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 12" E 129° 15' 57" 点イ N 28° 10' 14" E 129° 16' 00" 点ウ N 28° 10' 08" E 129° 16' 05" 点エ N 28° 10' 06" E 129° 16' 02"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第15号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町平松地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 09" E 129° 16' 31" 点イ N 28° 09' 10" E 129° 16' 36" 点ウ N 28° 09' 15" E 129° 16' 35" 点エ N 28° 09' 14" E 129° 16' 30"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第16号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町俵崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 08' 33" E 129° 15' 47" 点イ N 28° 08' 30" E 129° 15' 49" 点ウ N 28° 08' 28" E 129° 15' 44" 点エ N 28° 08' 32" E 129° 15' 42"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第17号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町俵長浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 08' 31" E 129° 15' 41" 点イ N 28° 08' 27" E 129° 15' 44" 点ウ N 28° 08' 13" E 129° 15' 13" 点エ N 28° 08' 18" E 129° 15' 10"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第18号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町瀬相大浦湾地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 08' 25" E 129° 16' 12" 点イ N 28° 08' 28" E 129° 16' 09" 点ウ N 28° 08' 13" E 129° 15' 44" 点エ N 28° 08' 09" E 129° 15' 46"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区母(垂)第19号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町瀬相京泊地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 08' 28" E 129° 16' 21" 点イ N 28° 08' 29" E 129° 16' 23" 点ウ N 28° 08' 32" E 129° 16' 20" 点エ N 28° 08' 30" E 129° 16' 18"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第20号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町呑之浦大崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 48" E 129° 16' 28" 点イ N 28° 07' 52" E 129° 16' 25" 点ウ N 28° 07' 44" E 129° 16' 09" 点エ N 28° 07' 41" E 129° 16' 12"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第21号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町呑之浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 24" E 129° 15' 57" 点イ N 28° 07' 25" E 129° 15' 56" 点ウ N 28° 07' 15" E 129° 15' 52" 点エ N 28° 07' 14" E 129° 15' 55"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第22号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町呑之浦テハ崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 36" E 129° 16' 23" 点イ N 28° 07' 43" E 129° 16' 30" 点ウ N 28° 07' 35" E 129° 16' 40" 点エ N 28° 07' 27" E 129° 16' 33"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第23号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町押角フカラ地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 04" E 129° 16' 38" 点イ N 28° 07' 06" E 129° 16' 32" 点ウ N 28° 07' 29" E 129° 16' 45" 点エ N 28° 07' 26" E 129° 16' 50"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第24号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町白木崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 30" E 129° 17' 03" 点イ N 28° 07' 34" E 129° 17' 00" 点ウ N 28° 07' 37" E 129° 17' 06" 点エ N 28° 07' 33" E 129° 17' 09"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町

オ ひおうぎがい養殖業

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は 条件	地元 地区
大特区 ひ(垂) 第1号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町伊 砂根久真	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 17" E 129° 17' 25" 点イ N 28° 07' 16" E 129° 17' 30" 点ウ N 28° 06' 59" E 129° 17' 27" 点エ N 28° 06' 59" E 129° 17' 21"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
	株式会社 上村真珠						

カ 真珠養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	地元地区
大区第1号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村久志 デーク浜	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 12" E 129° 13' 47" 点イ N 28° 17' 06" E 129° 13' 41" 点ウ N 28° 17' 16" E 129° 13' 30" 点エ N 28° 17' 22" E 129° 13' 36"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡宇 検村
大区第2号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村金崎 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16' 44" E 129° 14' 38" 点イ N 28° 16' 42" E 129° 14' 35" 点ウ N 28° 16' 25" E 129° 14' 45" 点エ N 28° 16' 26" E 129° 14' 48"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡宇 検村
平成30年2月28日 抹消							
大区第3号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村芦徳 宮崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16' 52" E 129° 15' 49" 点イ N 28° 16' 53" E 129° 16' 03" 点ウ N 28° 17' 03" E 129° 16' 01" 点エ N 28° 17' 02" E 129° 15' 47"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡宇 検村
大区第4号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村芦検 宮浦地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 02" E 129° 15' 47" 点イ N 28° 17' 03" E 129° 16' 01" 点ウ N 28° 17' 13" E 129° 16' 00" 点エ N 28° 17' 12" E 129° 15' 51"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡宇 検村

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	地元地区
大区第5号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日～12月31日	大島郡宇検村芦検オラ地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 11" E 129° 16' 10" 点イ N 28° 17' 08" E 129° 16' 07" 点ウ N 28° 17' 00" E 129° 16' 07" 点エ N 28° 17' 06" E 129° 16' 12"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡宇検村
大区第6号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日～12月31日	大島郡宇検村松崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 00" E 129° 16' 21" 点イ N 28° 16' 49" E 129° 16' 21" 点ウ N 28° 16' 52" E 129° 17' 19" 点エ N 28° 17' 02" E 129° 17' 19"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡宇検村
大区第7号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日～12月31日	大島郡宇検村クラ崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16' 39" E 129° 17' 19" 点イ N 28° 16' 45" E 129° 17' 18" 点ウ N 28° 16' 40" E 129° 16' 39" 点エ N 28° 16' 25" E 129° 16' 26" 点オ N 28° 16' 23" E 129° 16' 31"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡宇検村
大区第8号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日～12月31日	大島郡宇検村部連エイ浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15' 49" E 129° 15' 47" 点イ N 28° 16' 02" E 129° 15' 45" 点ウ N 28° 16' 01" E 129° 15' 37" 点エ N 28° 15' 48" E 129° 15' 40"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡宇検村
大区第9号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日～12月31日	大島郡宇検村名柄池ノ崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15' 51" E 129° 14' 56" 点イ N 28° 15' 56" E 129° 15' 00" 点ウ N 28° 16' 08" E 129° 14' 42" 点エ N 28° 16' 04" E 129° 14' 38"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡宇検村

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	地元地区
大区第10号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村佐念 カミジャ ラ崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16′ 04″ E 129° 14′ 37″ 点イ N 28° 16′ 11″ E 129° 14′ 41″ 点ウ N 28° 16′ 13″ E 129° 14′ 35″ 点エ N 28° 16′ 06″ E 129° 14′ 31″	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡宇検村
大区第11号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天アロホ 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13′ 05″ E 129° 13′ 39″ 点イ N 28° 13′ 08″ E 129° 13′ 41″ 点ウ N 28° 13′ 17″ E 129° 13′ 24″ 点エ N 28° 13′ 14″ E 129° 13′ 22″	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町
大区第12号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町大 浜前平田 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12′ 52″ E 129° 14′ 20″ 点イ N 28° 12′ 57″ E 129° 14′ 24″ 点ウ N 28° 13′ 05″ E 129° 13′ 55″ 点エ N 28° 13′ 02″ E 129° 13′ 52″	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町
大区第13号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町蛤 崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12′ 16″ E 129° 15′ 23″ 点イ N 28° 12′ 12″ E 129° 15′ 24″ 点ウ N 28° 12′ 10″ E 129° 15′ 17″ 点エ N 28° 12′ 15″ E 129° 15′ 15″	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町
大区第14号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町阿 丹花崎地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10′ 54″ E 129° 16′ 03″ 点イ N 28° 10′ 51″ E 129° 15′ 59″ 点ウ N 28° 10′ 56″ E 129° 15′ 54″ 点エ N 28° 10′ 58″ E 129° 15′ 58″	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	地元地区
大区第15号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町小 瀬黒崎 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 11' 10" E 129° 16' 39" 点イ N 28° 11' 09" E 129° 16' 43" 点ウ N 28° 10' 58" E 129° 16' 40" 点エ N 28° 10' 58" E 129° 16' 36"	漁具群 の外角 に電灯 その他 の照明 による 漁具標 識を設 置しな ければ ならな い。	大島 郡瀬 戸内 町
大区第16号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町油 井小島地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 31" E 129° 16' 37" 点イ N 28° 10' 38" E 129° 16' 35" 点ウ N 28° 10' 41" E 129° 16' 49" 点エ N 28° 10' 34" E 129° 16' 51"	漁具群 の外角 に電灯 その他 の照明 による 漁具標 識を設 置しな ければ ならな い。	大島 郡瀬 戸内 町
大区第17号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町薩 川湾潮崎 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 11' 16" E 129° 13' 39" 点イ N 28° 11' 10" E 129° 13' 44" 点ウ N 28° 10' 57" E 129° 13' 17" 点エ N 28° 11' 03" E 129° 13' 12"	漁具群 の外角 に電灯 その他 の照明 による 漁具標 識を設 置しな ければ ならな い。	大島 郡瀬 戸内 町
大区第18号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町武 名地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 40" E 129° 13' 36" 点イ N 28° 09' 43" E 129° 13' 39" 点ウ N 28° 09' 34" E 129° 13' 51" 点エ N 28° 09' 31" E 129° 13' 48"	漁具群 の外角 に電灯 その他 の照明 による 漁具標 識を設 置しな ければ ならな い。	大島 郡瀬 戸内 町
大区第19号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町武 名イチャ ンマ地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 20" E 129° 14' 25" 点イ N 28° 09' 44" E 129° 14' 21" 点ウ N 28° 09' 46" E 129° 14' 40" 点エ N 28° 09' 22" E 129° 14' 43"	漁具群 の外角 に電灯 その他 の照明 による 漁具標 識を設 置しな ければ ならな い。	大島 郡瀬 戸内 町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	地元地区
大区第20号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日～12月31日	大島郡瀬戸内町薩川湾鳥瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 12" E 129° 15' 10" 点イ N 28° 10' 12" E 129° 15' 06" 点ウ N 28° 10' 16" E 129° 15' 06" 点エ N 28° 10' 15" E 129° 15' 10"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町
大区第21号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日～12月31日	大島郡瀬戸内町知之浦対岸地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 55" E 129° 15' 35" 点イ N 28° 09' 55" E 129° 15' 37" 点ウ N 28° 09' 42" E 129° 15' 38" 点エ N 28° 09' 42" E 129° 15' 35"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町
大区第22号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日～12月31日	大島郡瀬戸内町平松地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 24" E 129° 16' 34" 点イ N 28° 09' 24" E 129° 16' 38" 点ウ N 28° 09' 18" E 129° 16' 38" 点エ N 28° 09' 18" E 129° 16' 34"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町
大区第23号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日～12月31日	大島郡瀬戸内町三浦大木田地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 07" E 129° 15' 56" 点イ N 28° 09' 03" E 129° 15' 56" 点ウ N 28° 09' 02" E 129° 15' 38" 点エ N 28° 09' 06" E 129° 15' 37"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町
大区第24号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日～12月31日	大島郡瀬戸内町三浦手安原地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 06" E 129° 15' 33" 点イ N 28° 09' 03" E 129° 15' 33" 点ウ N 28° 09' 03" E 129° 15' 26" 点エ N 28° 09' 06" E 129° 15' 25"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	地元地区
大区第25号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬戸内町三浦古浦原地先	<p>基点1, 点ア, 基点2を順次に直線で結んだ線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 28° 09' 08" E 129° 15' 18" (大島郡瀬戸内町三浦古浦原基点標識) 基点2 N 28° 09' 13" E 129° 15' 08" (大島郡瀬戸内町三浦古浦原道路護岸基点標識) 点ア N 28° 09' 05" E 129° 15' 13"</p>	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町
大区第26号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬戸内町三浦崎畑原地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置 点ア N 28° 08' 57" E 129° 15' 06" 点イ N 28° 09' 00" E 129° 15' 06" 点ウ N 28° 09' 01" E 129° 15' 13" 点エ N 28° 08' 58" E 129° 15' 14"</p>	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町
大区第27号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬戸内町俵崎地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置 点ア N 28° 08' 43" E 129° 15' 46" 点イ N 28° 08' 49" E 129° 16' 04" 点ウ N 28° 08' 45" E 129° 16' 06" 点エ N 28° 08' 39" E 129° 15' 48"</p>	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町
大区第28号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬戸内町瀬相麦田原地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点1を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 28° 07' 42" E 129° 14' 55" (大島郡瀬戸内町瀬相麦田原基点標識) 点ア N 28° 07' 38" E 129° 14' 56" 点イ N 28° 07' 38" E 129° 14' 51" 点ウ N 28° 07' 42" E 129° 14' 52"</p>	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町
大区第29号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬戸内町吞之浦乙崎地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置 点ア N 28° 08' 21" E 129° 16' 38" 点イ N 28° 08' 21" E 129° 16' 42" 点ウ N 28° 08' 03" E 129° 16' 40" 点エ N 28° 08' 03" E 129° 16' 36"</p>	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限 又は 条件	地元 地区
大区 第30号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町白 木崎阿田 浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 33" E 129° 17' 18" 点イ N 28° 07' 35" E 129° 17' 23" 点ウ N 28° 07' 27" E 129° 17' 24" 点エ N 28° 07' 26" E 129° 17' 19"	漁具群 の外角 に電灯 その他 の照明 による 漁具標 識を設 置しな ければ ならな い。	大島 郡瀬 戸内 町
大区 第31号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町伊 砂根久真	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 17" E 129° 17' 25" 点イ N 28° 07' 16" E 129° 17' 30" 点ウ N 28° 06' 59" E 129° 17' 27" 点エ N 28° 06' 59" E 129° 17' 21"	漁具群 の外角 に電灯 その他 の照明 による 漁具標 識を設 置しな ければ ならな い	大島 郡瀬 戸内 町

カ くるまえば養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大区く第1号	第2種区画漁業	くるまえば養殖業	1月1日～12月31日	奄美市笠利町手花部イヤンマ地先	基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 27' 09" E 129° 40' 03" (大島郡笠利町手花部イヤンマ基点標識) 基点2 N 28° 26' 56" E 129° 40' 02" (大島郡笠利町手花部津代基点標識) 点ア N 28° 27' 08" E 129° 40' 00" 点イ N 28° 26' 59" E 129° 39' 59"	なし	奄美市の旧笠利町の区域
		奄美クルマエビ株式会社					
大区く第2号	第2種区画漁業	くるまえば養殖業	1月1日～12月31日	奄美市笠利町手花部津代地先	基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 26' 56" E 129° 40' 02" (大島郡笠利町手花部津代基点標識) 基点2 N 28° 26' 43" E 129° 40' 07" (大島郡笠利町手花部津代又基点標識) 点ア N 28° 26' 57" E 129° 39' 59" 点イ N 28° 26' 51" E 129° 39' 58"	なし	奄美市の旧笠利町の区域
		奄美クルマエビ株式会社					
大区く第3号	第2種区画漁業	くるまえば養殖業	1月1日～12月31日	大島郡龍郷町芦徳宇天地先	基点1、点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 25' 55" E 129° 36' 44" (大島郡龍郷町芦徳宇天宇天橋左岸下流側親柱) 基点2 N 28° 26' 00" E 129° 36' 45" (大島郡龍郷町芦徳宇天唐船鼻基点標識) 点ア N 28° 25' 57" E 129° 36' 46"	なし	大島郡龍郷町
		有限会社 竜天水産					
		平成30年2月28日抹消					
大区く第4号	第2種区画漁業	くるまえば養殖業	1月1日～12月31日	大島郡宇検村宇検池ン名地先	基点1及び基点2を直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 18' 01" E 129° 12' 53" (大島郡宇検村宇検舟越基点標石) 基点2 N 28° 17' 55" E 129° 12' 58" (大島郡宇検村コシキヨウ基点標石)	なし	大島郡宇検村
		宇検養殖株式会社					
大区く第5号	第2種区画漁業	くるまえば養殖業	1月1日～12月31日	大島郡瀬戸内町蘇刈ホノホシ地先	大島郡瀬戸内町蘇刈ホノホシ底浦旧軍道路(町道)によって仕切られた入江の最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	なし	大島郡瀬戸内町
		有限会社 大島くるまえば養殖場					
大区く第6号	第2種区画漁業	くるまえば養殖業	1月1日～12月31日	大島郡瀬戸内町蘇刈ホノホシ高ン間地先	基点1、点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 07' 49" E 129° 22' 03" (大島郡瀬戸内町蘇刈ホノホシ旧軍道路基点標識) 基点2 N 28° 07' 38" E 129° 21' 56" (大島郡瀬戸内町蘇刈ホノホシ高ン間川口基点標識) 点ア N 28° 07' 40" E 129° 21' 54"	なし	大島郡瀬戸内町
		有限会社 大島くるまえば養殖場					

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	地元地区
大区く第7号	第2種区画漁業	くるまえば養殖業	1月1日～12月31日	大島郡瀬戸内町蘇刈ホノホシ高ン間地先	<p>基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 28° 07' 38" E 129° 21' 50" (大島郡瀬戸内町ホノホシ高ン間旧軍棧橋基点標識) 基点2 N 28° 07' 38" E 129° 21' 56" (大島郡瀬戸内町蘇刈ホノホシ高ン間川口基点標識) 点ア N 28° 07' 40" E 129° 21' 52" 点イ N 28° 07' 40" E 129° 21' 54"</p>	なし	大島郡瀬戸内町
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 有限会社 さくら水産 </div>							
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 令和元年5月19日抹消 </div>							
大区く第8号	第2種区画漁業	くるまえば養殖業	1月1日～12月31日	大島郡大和村湯湾釜地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 28° 21' 45" E 129° 24' 38" (大島郡大和村山長川左岸基点標識) 基点2 N 28° 21' 46" E 129° 24' 33" (大島郡大和村河平川右岸基点標識) 点ア N 28° 21' 48" E 129° 24' 38" 点イ N 28° 21' 49" E 129° 24' 34" 点ウ N 28° 21' 49" E 129° 24' 33"</p>	なし	大島郡大和村
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 岩崎産業株式会社 </div>							
大区く第9号	第2種区画漁業	くるまえば養殖業	1月1日～12月31日	大島郡大和村湯湾釜千子地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 28° 21' 46" E 129° 24' 32" (大島郡大和村河平川左岸基点標識) 基点2 N 28° 21' 50" E 129° 24' 23" (大島郡大和村キク崎基点標識) 点ア N 28° 21' 47" E 129° 24' 32" 点イ N 28° 21' 49" E 129° 24' 32" 点ウ N 28° 21' 53" E 129° 24' 25"</p>	なし	大島郡大和村
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 岩崎産業株式会社 </div>							
大区く第10号	第2種区画漁業	くるまえば養殖業	1月1日～12月31日	大島郡瀬戸内町蘇刈ホノホシ高ン間地先	<p>基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 28° 07' 38" E 129° 21' 50" (大島郡瀬戸内町ホノホシ高ン間旧軍棧橋基点標識) 基点2 N 28° 07' 38" E 129° 21' 56" (大島郡瀬戸内町蘇刈ホノホシ高ン間川口基点標識) 点ア N 28° 07' 40" E 129° 21' 52" 点イ N 28° 07' 40" E 129° 21' 54"</p>	なし	大島郡瀬戸内町
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 有限会社 大島くるまえば養殖場 </div>							